

案件 名称	令和8年度都島区役所 一般廃棄物収集運搬業務委託 (単価契約)
----------	---------------------------------------

仕様書

大阪市 都島区役所

1 案件名称

令和8年度都島区役所一般廃棄物収集運搬業務委託(単価契約)

2 概要

本業務は、発注者が指示する収集場所から一般廃棄物を収集し、大阪広域環境施設組合の処理施設へ運搬するものである。

3 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」(以下「法」という。)その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4 許認可等

受注者は、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可を有していなければならない。

5 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月 31 日までとする。

6 業務内容

(1) 一般廃棄物の数量

3,000kg(年間収集運搬予定量)

上記数量は概算であるため増減する可能性がある。

(2) 収集場所

大阪市都島区中野町 2 丁目 16 番 20 号 大阪市都島区役所 廃棄物保管場所
(別紙図面のとおり)

(3) 収集日、収集時間、収集回数

週1回以上

土・日・祝及び年末年始(12月 29 日～1月 3 日)をのぞく9時から 17 時までを基本とする。ただし、発注者の監督職員が別途指示する処理施設の受入時間内に搬入しなければならない。

7 提出書類

- (1) 受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知すること。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。
- (2) 受注者は、業務の実施に先立ち、速やかに別紙業務計画書を作成し、発注者へ提出し承認を得ること。提出した内容に変更等が生じる場合は、速やかに変更後の書類を再度提出し、発注者の承認を得ること。
- (3) 「4 許認可等」の項に定める許可に関する許可証(写し。(ただし、契約期間内に許可期限が有効であること))を発注者へ提出すること。また、契約期間内に許可期限が切れる場合においては、更新後、速やかに許可証(写し)を提出すること。
- (4) 受注者は、毎月の作業終了後、別紙契約請書兼履行完了報告書を作成し、発注者へ提出すること。

8 使用車両

- (1) 受注者は、本業務着手までに、作業に使用する車両について、発注者が定める提出書類及び必要書類を提出し承認を得なければならない。
- (2) 受注者は、承認を得た車両以外の車両を本業務に使用してはならない。なお、使用車両に変更があった場合は、速やかに必要書類を提出し承認を得なければならない。
- (3) 使用できる車両は、積載量 2トン程度とする。

9 処理施設

- (1) 処理施設は、大阪市環境局の搬入計画上、原則として東成区、生野区、鶴見区、東住吉区、平野区内で発生した一般廃棄物については八尾工場、その他の区で発生した一般廃棄物については舞洲工場とする。
- (2) 舞洲工場への通行経路は、原則として次のとおりとする。

最終収集区	通行経路（往復）
此花区	指定無し
福島区	安治川右岸線（※1）
その他	高速道路又は夢舞大橋（※2）

(※1) 搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し。
復路に高速道路、夢舞大橋の利用も可。

(※2) 搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し、
福島区の収集に向かう場合は復路に安治川右岸線の利用も可。

- (3) 前項の規定にかかわらず、環境局の運営上の事由により、指定工場以外の工場に搬入先を変更することがあった場合、受注者は協力すること。

10 自動計量システムICカード

自動計量システムICカードは大阪市環境局が貸与したものを使用すること。

11 収集運搬量

収集時に計量機を用意し、当区職員の立ち合いの下で計量を行うこと。同計量結果に沿って別紙契約請書兼履行完了報告書に記載された数量(収集日毎の重量(小数第2位以下四捨五入))をもって収集運搬量とし、出来高とみなす。

12 報告

受注者は、毎月の作業終了後、別紙契約請書兼履行完了報告書により、業務実施月の翌月10日(ただし、3月分はその月末)までに受注者へ提出すること。

13 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 作業にあたっては、粉塵の飛散防止を行う等、施設を汚さないよう注意すること。
- (2) 収集作業中は、周囲の人や車両等の安全を妨げることのないよう十分に配慮すること。
- (3) 収集・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
- (4) 台風、降雪などの荒天により通常どおりに作業が行えない場合は、当日の作業実施状況について、業務開始前及び途中経過を発注者へ報告し、指示を受けること。
- (5) 処理施設の受入基準に合致しないごみについては、発注者の監督職員の指示に従い対応すること。
- (6) 収集当日の最終運搬車両が搬出する時点で、収集場所にごみを残すことなく収集することを基本とするが、状況により積み残す場合は、発注者の監督職員の承諾を得ること。
- (7) 本業務で収集したごみに他のごみを積み合わせることなく、処理施設に搬入すること。

14 再委託の禁止

受注者は、本業務を他に再委託してはならない。

15 経費の負担

本業務における処分費及び運搬費の一切は、受注者の負担とする。

16 損害の負担

受注者の故意又は過失により、処理施設・その他物件への損害又は第三者に損害を与えた場合は、受注者は賠償の責を負わなければならない。

また、損害賠償金などについて、当事者間で紛争が生じた場合は、受注者が責任をもって解決を図るものとする。

17 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

18 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

19 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

20 業務委託料の支払い

支払いについては、11に定める月毎の報告書により当区において履行確認を行った後、受注者からの請求に基づいて行う。

21 その他

- (1) 応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義が生じたときは、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。

22 事業担当

都島区役所総務課(庶務) (連絡先:06-6882-9625)

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（都島区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（都島区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

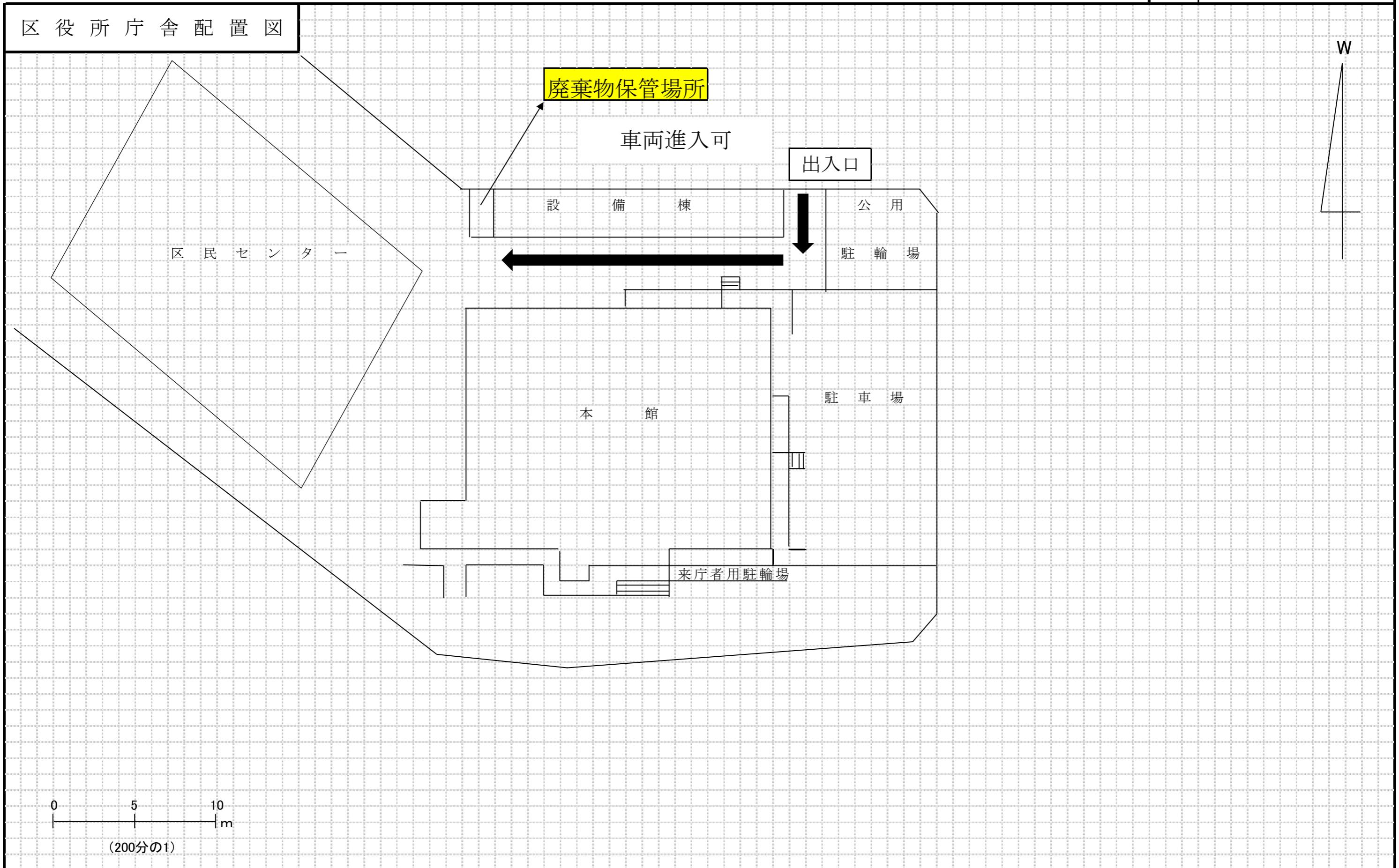
(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の総務担当（連絡先：06-6882-9625）に報告しなければならない。

区名	都島区
----	-----



令和8年度都島区役所一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） 業務計画書

収集日

収集時間

収集量の計測方法

使用車両

- ・車種
- ・車両番号
- ・許可番号

積み合せの有無 有 · 無

業務責任者

**都島区役所一般廃棄物収集運搬業務(単価契約)
契約請書兼履行完了報告書**

(月分)

令和 年 月 日

都島区長 様

住 所

代表者氏名

印

下記のとおり、表記月分を請負い、履行しましたので、報告します。

記

1.元契約 都総契第 号

2.元契約単価(税込) 円

3.当月実績 下表のとおり

収集日	実績量(kg)
合計	

4.当月金額 円(単価×当月実績 小数第1位以下切り捨て)